

## 平成 21 年 6 定 総務政策常任委員会

行田委員

神奈川県力構想白書 2008 について各委員からありましたが、質疑をさせていただきたいと思えます。

神奈川県力構想・実施計画の戦略プロジェクトの目標達成状況や事業の取組状況を、県の一次評価に加えて、総合計画審議会が第三者の立場から二次評価を行った上で、白書として毎年発行しているということは、県の施策の改善を図っていく上で重要な役割を果たすものだと考えております。この評価が厳しいものであれば、評価を高めるために、より多くの改善、工夫が求められることになり、各々の戦略プロジェクトの取組が一層推進されることにもつながります。

今回報告いただきました目標の達成率やランクは非常に高いものになっておりまして、評価結果に満足してしまう危険もはらんでいると思っております。そこで、白書における評価の手法などについて何点か伺いたいと思えます。

まず、白書 2008 における目標の達成状況は、ランク A が 66%、ランク B が 28% で、合わせて 94% になっており、非常に高い評価を印象付けているわけなのですが、ランクの区分及びこの評価のベースになっている目標水準の設定というのは、どのように行われているのかお聞きしたいと思えます。

総合政策課長

まず、ランクの区分でございますが、達成率が 100% 以上であれば A、それから 80% 以上であれば B、60% 以上であれば C、60% に満たなければ D というランク設定を行っております。

この考え方でございますが、一つには分かりやすくお示しをしたいと。つまり何%ということだけではなくて、いわゆる A から D の区分をつくったということが一つ。もう一つは、これは計画策定時の総合計画審議会での議論で多くの時間を費やしていただきましたけれども、できるだけ区分を厳密に設定していこうと。つまり、目標を 1% でも割ってしまえば、それは A ではないと。逆に目標の半分以上を超えていても、60% に達しなければ、それは最低ランクの D だという意味で、分かりやすさと、厳密さを持った区分として設定をしようという考えでございました。

それからもう一つ、目標水準の設定でございますが、この水準設定につきましては、本県の過去のトレンドですとか、あるいは全国的な動向を参考にしながら、この計画が目指す姿を、この 4 年間の計画期間で達成していくために、毎年目標値を一定の率で逡増させる、あるいは逡減させる、そうした形で総合計画審議会、また、各部局とも調整しつつ、最終的に計画の方針ということで総合計画審議会です承されたという形で設定をしてきております。

行田委員

そうした考えに基づく目標達成状況は、結果として非常に高いものとなっております、目標水準の設定が甘いのではないかという見方もできるのですが、その辺はどのように思っていますか。

総合政策課長

目標水準の設定に当たりましては、総合計画審議会の委員の皆様からも、安易に A がとれるような水準を設定するのではなくて、可能な限り厳しい目標水準を設定すべきという

御意見を賜っております。

一方、目標水準の設定につきましては、行政計画としての実現可能性も担保をしていく必要がございます。また、設定したその目標というのは、県の取組だけではなくて、市町村ですとか、それから県民の皆様、あるいはNPO、企業等、様々な主体による取組の総体として達成されるものであり、そういう側面も勘案する必要があるだろうという御意見も頂きました。そうしたことから、本県としましては、計画策定時において、基本的に戦略プロジェクトを重点的、優先的に進めることで、達成可能と考えられる最大限の水準に設定をさせていただいたという考えでございます。

行田委員

評価をする上で一番怖いのは、評価全体の中で、その象徴的な部分だけが一人歩きすることだと思っています。白書で言えば、この目標の達成状況でありまして、先ほど触れたランクAとBの合計が94%であるという点だと思います。この数値だけを見ると県民だれもが、神奈川県は計画どおりに政策を着実に推進しているというように思いますし、また、県職員も役割を十分に果たした、神奈川県はすばらしいと。確かにすばらしいのですが、戦略プロジェクトの目指す姿の達成に向けた一層の努力を怠ってしまうおそれがあるのではないかという気もします。

そこで、戦略プロジェクトの目指す姿の達成状況と目標の達成状況との関係はどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

総合政策課長

戦略プロジェクトの数値目標は、プロジェクトの目指す姿を実現するための目標として、基本的に象徴的なものを選定して設定をしております。しかし、この数値目標の達成状況だけで戦略プロジェクトの目指す姿全体の達成状況のすべてを表すには、やはり限界はありと認識しております。そこで、白書では各種調査や統計などを活用して多角的な分析を行い、事業の実施状況なども踏まえまして、目指す姿全体に対する県としての評価を総合分析として、まずはお示しをさせていただいております。そして、この総合分析を踏まえまして、残された課題ですとか、それに対する今後の対応方法、そうしたものも示しております。さらに、こうした県の評価に対しまして、その検証を、総合計画審議会という外部の審議会が二次評価を行っております。これらを含めて、白書の中に書かれている全体として、目指す姿の達成状況を明らかにしております。そうした数値目標と目指す姿の達成状況の関係になると考えております。

行田委員

今、課長の答弁で、象徴的なものを選定しているということでおっしゃったのですけれども、中に少し入りたいのですけれども、この白書2008の中でDランクが三つあります。このDランクは何かと言いますと、これは保健福祉部の子ども・子育ての関係なのですけれども、このDの状況に対してどんなふうにとらえていますか。

総合政策課長

目標を設定しまして、その目標に向かって取り組んできたけれども、結果として大きく目標を割り込んだ戦略プロジェクトがあるということにつきましては、進行管理という面で、今後どう取り組んでいくのかが厳しく問われているものという認識をしております。

白書では、お話のDランク、戦略プロジェクトの16でございますが、目標が達成されなかった原因、それから今後どのような対応が必要なのか、それを分析しながら県民の方のニーズですとか、このプロジェクト16を巡る国の動向ですとか、そういったものも触

れながら、今後の対応方法について整理しております。

今後、これらの方法に沿いまして、最大限の努力をしていく必要があると考えております。

#### 行田委員

戦略プロジェクトは、本県として重点的、また、優先的に取り組む政策です。真に必要で着実に進めるべきものがこのプロジェクトに積み上げられているのだと思っています。その評価が厳しい状況下においては、戦略プロジェクトの目標達成に向けて、執行体制を確固たるものにすべきなのではないかと考えます。

そこで、確認しておきたいのですけれども、子ども家庭課の職員人数は、平成18年、19年、20年、21年でどのようにになっているのか確認したいのですけれども。

#### 人事課長

子ども家庭課の職員数でございますが、平成18年度は32人、19年度は32人、20年度は33人、21年度は32人となっております。

#### 行田委員

行政改革の中で、各部局が人を減らして頑張っているわけですね。その中で、今の数字ではほぼ横ばいということなので、そういう扱いを、やっぱり厳しいから何とかしなければいけないという対応をされているのだとは思いますが、一方で、例えばこの春にできました受動喫煙防止条例、このために30人割いたわけですね。副委員長は2月の代表質問でやらせていただきましたし、今定例会の代表質問でも、相原議員も指摘をされていましたが、そこに人を割いていると。

そこで、この戦略プロジェクトに対して、新しい条例、受動喫煙防止条例とか海岸の禁煙とか、新たに出てきたものがありまして、こういうものは、もともとある戦略プロジェクトと、どちらが優先順位が高いのですかと聞きたいところなのですけれども、聞いても議論にならないと思いますので、非常に難しいところなのですけれども、今定例会の本会議で、海水浴場のたばこ対策のような新しい行政課題に的確に対応するために執行体制を整えたという答弁があったわけなのですけれども、進ちょくが進んでいないこうした戦略プロジェクトを抱えている子ども家庭課の取扱いと、余りにも扱いに大きな差があるのではないかと、思うのですけれども、職員配置の考え方を伺っておきたいと思っております。

#### 人事課長

職員配置の考え方でございますが、行政システム改革の取組によりまして、組織全体としてはスリム化をすることが基本となりますけれども、喫緊の課題ですとか、新たな行政課題への対応の必要性あるいは業務の見直しなど、各部局各所属の業務量の増減をつぶさに見ながら、各部局と人事当局とでよく調整させていただいた上で、議決されました予算、職員定数の範囲の中で、必要などころに必要な人員をきちっと割り振っていくという考え方で、判断させていただいているつもりでございます。したがって、業務量の増大が見込める場合には増員を行うなどの執行体制の整備に努めるという形になってございます。

今回、御指摘の子ども家庭課の戦略プロジェクトにつきましては、厳しい経済情勢の中で、事業者が子育て支援環境に取り組むのはなかなか困難な状況だということも分析されておりますので、今後、業務での工夫をしていくという考えが示されておりましたので、調整の結果、現状の職員体制の中で鋭意取り組んでいくということで整理させていただいたものでございます。

行田委員

海水浴場のたばこ対策といった唐突な政策ではなくて、本県として重点的、優先的に取り組む政策として位置付けた戦略プロジェクトを、本県の最重要課題として着実に推進する必要があると考えるのですけれども、その点いかがでしょうか。

総合政策課長

戦略プロジェクトの計画上の位置付けというのは、今後も実施期間の4年間で、県が重点的、優先的に取り組むという形で位置付けをしております。

この戦略プロジェクトを着実に推進していくこと、これは大変重要なことと認識しておりますし、各部局とも、掲げた目標の目指す姿に向けて、鋭意努力をさせていただいているという状況でございます。

ただ一方、県政を取り巻く環境につきましては、常に変化をしております。そうした環境の変化の中で、新たに生じた課題ですとか、取り組まなければならない課題、こうしたことにも柔軟に対応していくことも、県としては大切なことと考えております。例えば、昨年の秋以降の緊急的な雇用対策、これにつきましては、38本の戦略プロジェクトそのものの中には位置付けはございませんでした。ただ、ああいった環境の変化の中で、県として重点的に緊急雇用対策に取り組んできたといった例もございます。

今、委員より、海水浴場のたばこ対策というお話がございました。これにつきましても戦略プロジェクトの中では、例えば、かながわツーリズムですとか、相模湾沿岸の地域の魅力の保全と創造ですとか、そうした政策の方向性そのものに合致しているものと認識もしております。やはり、本県として重点的、優先的に取り組む政策と位置付けた戦略プロジェクトを着実に推進していくこと、そして、これと合わせまして、社会環境の変化ですとか県民ニーズの多様化、そうした中で、新たな取組課題についても、総合計画における政策の方向性全体の中において柔軟に対応をしていくと、こういったことが大切と考えております。

行田委員

話を白書の評価の方に戻したいと思うのですけれども、白書の二次評価に当たっては、第三者機関である総合計画審議会でも議論をしたとのことですのでけれども、厳しい意見も多々あったのではないかと思います。どのようなものがあったのか、御紹介いただきたいと思っております。

総合政策課長

二次評価におきましては、部局が行った総合分析だけでなく、新たな課題への対応ですとか、総計審部会の委員の皆様から200を超える意見を頂いています。

代表的なものは白書に印刷物として掲載し、それ以外のものについても、すべてホームページで全体を公表させていただくという予定でございます。その中で、議論の過程も含めまして、厳しい意見を様々頂いております。

例を申し上げれば、今お話しいただきましたプロジェクト16、子ども子育てのところでございますが、これについては、全体として県の危機感、その辺はどうなのだというような御意見も頂きました。また、プロジェクト24の男女共同参画社会の実現という面では、裁判員制度がスタートし、女性の考え方が取り入れられていく社会に変わっていく中で、いつまでもいわゆる女性のチャレンジといった側面に着目していいのかという、プロジェクトのつくりそのものの問題にも踏み込んだ御意見も頂きました。そういう形で、プロジェクトのつくりの問題あるいは表現の問題、相当厳しい御意見を頂いたと認識しております。

行田委員

現在の白書のランキングによる評価は、計画策定時に設定した目標に対する評価でありまして、戦略プロジェクトの目指す姿全体に対する評価とはなっていないというふうに考えています。県による総合分析とか、今伺いました厳しい二次評価は文章で記載されているのですけれども、そうした文章の中に、実質的な全体に対する評価が示されているというふうに思います。この辺、県民から見ても分かりにくいと思っています。こうした評価こそ、文章にとめるのではなくて、ランクによる評価として、A B Cとか象徴的に示すことが重要であると考えます。

実行するにしても、今の計画期間中でなく、おそらく、今はもうできませんので、次の4年間の計画をつくる時になると思うのですけれども、そうすることで、職員の改善に対する意識を鼓舞することが可能となると思いますし、また、政策の進ちょく状況を的確に県民に伝えることも可能になるのではないかと思うのですけれども、その点はいかがでしょう。

総合政策課長

現在の目標のランクというのは、先ほど御答弁させていただきましたように、象徴的に示す指標ですけれども、全体について包括的には示し切れていないと。ただ、客観的にということでは、県民の皆さんにお示しができているという点では、効果はあるとは思っております。ただ、県民に、より分かりやすい評価結果を示すということにつきましては、現計画の策定時に総合計画審議会からの答申の中でもそれは触れられております。そうしたことで、評価のやり方でございますが、今年度、昨年度を踏まえまして、部会だけではなく、総計審委員の皆様から直接評価いただくですとか、部会をグループ別に行うという形で深化もさせてきております。

今、委員から御指摘いただきました総合分析ですとか二次評価について、文章表現ではなくてランク付けができないかということですが、評価の基準をどこに設定すればいいのか、数値目標がない中で、何をAとして何をBとするのか、評価者の主観的な面が入りこむ要素が強まるといった難しい面はあるのかとは思っております。しかしながら、総合計画審議会からの答申、また、県民により分かりやすく正確に伝えるという視点、これは大切でございますので、今後、審議会、部会等で議論をさせていただきながら、お話のありました次期計画に向けてということになるかと思いますが、全体の評価結果、これを示すための手法につきまして、研究をさせていただきたいと思っております。

行田委員

要望させていただきます。

白書については、総合計画審議会や部会でしっかりと議論は行われて、二次評価がきちんと行われていることは評価したいと思っています。しかし、評価結果が県民にいかに伝わるかが大切でありまして、また、職員に対しても、自分たちの仕事がどのように評価されたかを的確に伝えることが重要であると思います。

そのためにも、白書の文章全体を読めば伝わるということではなくて、戦略プロジェクトの目指す姿にも白書の全体に対する評価が象徴的に伝わる手法を是非取り入れていただくことが必要なのではないかと思っておりますし、また、職員から出されたランク評価を、更に第三者機関がランク評価するというのも、客観性が向上するのではないかということも、是非考えてもらいたいと思っております。

いずれにしても、今やっているこの4年間ではなくて、次の4年間に向けてということで、今、要望させていただきたいと思うのですが、今後、評価手法の研究を重ねていただ

きまして、より良い白書の策定に向けた検討を進めていただきたいということを要望します。

次に、条例見直しの効果について質問させていただきたいと思います。

今定例会に提案されています神奈川県条例の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例に関連して、昨年4月にスタートした条例の見直しの仕組みの取組について、条例が県の施策を行う上で重要な役割を果たしていることを踏まえて、何点かお伺いしたいと思います。

まず、この条例の見直しの仕組みを導入した基本的な考え方と見直しの方法について確認させてください。

#### 法務文書課長

まず、基本的な考え方でございますが、条例につきましては、いったん制定いたしますと、個々の状況変化に即した部分的な改正は行われるわけでございますけれども、制定趣旨に立ち戻った全体の見直しというのはなかなか行われにくいというようなことがございました。そこで、一定期間ごとの条例全体の見直しを行う仕組みを整えることによりまして、条例の内容を常に時代に合致したものとしていくと、そういった考え方でございます。

次に、見直しの方法でございますけれども、昨年4月に神奈川県条例の見直しに関する要綱を施行したわけでございますが、そこでは条例制定の趣旨を確認するところから始めまして、次に直近5年間における条例の施行状況、実績とか課題とかそういったものを把握し、併せて、白書等のデータを基にして、条例を取り巻く社会・経済状況の変化を把握していきます。

こうした把握したデータ等に基づいて、さらに五つの視点、条例の必要性、有効性、効率性、基本方針適合性と言っていますが、県政の基本的な方針に適合しているか否か、さらに、5番目としては適法性、こうした五つの視点から、達成すべき目的に照らしまして、条文の一つ一つに検討を加えて、改正又は廃止の検討の必要があるかどうかを判断しています。

#### 行田委員

今、おっしゃったように、既にある条例の趣旨を確認し、状況を確認し、環境の変化を確認した上で、更に五つの視点を取り入れて補うというのは大変有意義なことだと思うのですが、この条例の見直しは、まず、300に近い条例を、平成21年度、22年度の2年間で見直すということであり、これは簡単なことではないと思うのです。環境の変化等を勘案すると、また新たに条例をつくるくらいの力が必要なのではないかというふうに思います。例えば、先ほど話しました子育ての関係ですと、平成16年度にできました子ども・子育て支援推進条例とありますけれども、これはDランクですね。なかなかできていないところがあります。計画を含めて全面見直しの対象となっても不思議ではない。こういうものをどうやって手を付けるのかなと思うわけなのですけれども、そこで、全体として、これまでの進ちょく状況というのは、この見直しはどうなっているのか。また、これをどのように評価しているのか、併せてお伺いしたいと思います。

#### 法務文書課長

まず、見直しの進ちょく状況でございます。見直しの対象となります条例は、要綱を作成した昨年4月1日の時点で297条例ございますが、その297条例を2年間でとりあえず見直しをするということございまして、昨年度は159条例の見直しを行ったところでございます。この159条例の見直しのうち、31条例が廃止又は改正が必要になる条例と整理をしたところでございます。

これに対する評価というお話でございますが、2年間で297の条例を見直す中で、159条例を見直したということでございますので、対象となる条例の半数を超える条例を見直すことができました。また、その内容につきましても、廃止、改正が必要と判断したものが2割をちょっと超えているというようなことでございますので、数量的にも質的にも、1年目として一定の成果はあったと考えてございます。ただ、今後につきましては、まだ1年間残ってございまして、どちらかという和政策的な条例が比較的残ってございますので、最終的な評価、2年たった評価につきましては、こういった条例がしっかり見直しできたか否かが大切というふうに受け止めております。

#### 行田委員

政策条例等をしっかり見てから、しっかり評価していきたいということなので、これ以上は突っ込むこともあれかと思うのですけれども、見直し結果については、その都度、所管の常任委員会で報告されておりました、各常任委員会においても、そこで十分に議論はされていることが重要だと思います。

そこでお伺いしますけれども、見直し結果の報告に当たっては、見直しの内容がよく分かるように、私やほかの方が見た時に分かるようにするということが非常に大事だと思うのですけれども、どのような工夫をされているのかお伺いしたいのですけれども。

#### 法務文書課長

見直し結果の各所管常任委員会に報告する形でございますけれども、もちろん最終的な結論、見直しをするか否かというのもございますけれども、その過程の中で、条例の概要、運用の実績、どういった実績があったかというのもデータで提示すると。さらに、ただ今申しあげました五つの視点、必要性、有効性等の五つの視点ごとに、それぞれの項目ごとに、結果をその表の中で表していくというようなことをしてございます。こういったそれぞれの条例の見直しのポイントを一覧にして表示することによって、それぞれの項目の検討過程も分かりやすく示すようにしているところでございます。

今後とも、各常任委員会の議論に資することができるように、更に分かりやすい資料の工夫ができたかと考えてございますので、できるだけそういう努力を引き続きしていきたいと考えてございます。

#### 行田委員

分かりました。

2年間の見直し期間の中で、1年目に見直された条例というのは、社会情勢の変化など外的要因の変化に対応する見直しが多いという印象を持っています。

今後、条例が制定当初の目的を達成しているか否かについて、見直す案件も出てくると思いますけれども、法務文書課長として、こうした条例の見直しについてどのような指導をしていくのか、お伺いしたいのですけれども。

#### 法務文書課長

この条例の見直しでございますけれども、一般論では、条例と言いますと、一つの政策的な手段として制定されるものでございますので、政策手段の評価というのは、実はこの条例の見直し以外にも様々な方法があると思っております。

この条例の見直しは、あくまでも法規としての条例を見直すという視点で行ってございますので、そういう面で、一つの切り口で見ているということが前提にございます。今申しあげましたように、この条例の規範性という性格に着目して、先ほど申しあげた五つの視点、特に、制定の趣旨に合致しているか否かというのは、特にこの五つの視点のうちの

必要性とか有効性、この付近が本来の条例の制定の趣旨に合致しているかということが切り口であろうかと考えてございます。

したがって、この条例の制定当初の目的を達成しているか否かにつきましては、この必要性とか有効性を、しっかり見直しの中で見直していくということが重要かと考えてございまして、法務文書課といたしましても、条例の見直しを各課で行うに当たっては、特にこういった二つの視点をしっかり見直しをしていくよう、私どもで研修会とか行っていますし、また、条例の見直しに当たって個別の相談もございまして、そういった個別の相談の中で、こういった視点で見直してほしいというような指導をする中で、各課の条例の見直しをしっかりとさせていただくというふうに考えてございます。

#### 行田委員

ここ最近新しい条例がどんどん出てきているわけですし、実は私が思っているのは、この1、2年よりも、むしろ4、5年後ぐらいに、この見直しは実は大変なのではないかなど。先ほどおっしゃっていましたが、状況を確認して、環境の変化に伴ういろいろな視点を入れてというふうになるのですけれども、かなり数は出ていますので、ちょっと心配だと思っています。

そこで、最後にちょっとお伺いしますが、平成21年度の見直しの予定と、法務文書課として、今後の進行管理をどのようにやっていくのか、これをお伺いしたいと思います。

#### 法務文書課長

先ほど申し上げましたように、平成21年度は297条例のうち159を見直し、残りが138条例残ってございます。この138条例のうち、いわゆる見直し規定というのが入っている条例が59条例、これは政策的条例が、非常にその割合が高いというような状況でございます。したがって、これらをしっかり見直しをしていかなければいけないということで、今年4月に、法務文書課から条例所管部局に、本年度の条例見直しのスケジュールの調査をさせていただいております。1年間の計画を立てていただいた結果について、各課がそのとおりの見直しをやっていけるのかということで、法務文書課の方でこの進行管理をしていきたいというふうに考えてございます。その進行管理をする際には、一応、法務文書課は法令審査を行う立場でもございますので、見直しに当たっての様々な課題とか法的問題点について、特に重点的に助言等を行って、この見直しがきちんとしていくように努めてまいりたいと考えてございます。

#### 行田委員

要望をさせていただきたいと思うのですけれども、議会としても、この見直しに当たっては、しっかりと議論をしていかなければいけないですし、当局も相当大変な作業になると思うのですけれども、その辺は頑張ってもらいたいとは思いますが、条例を定期的に見直すということは、条例の適時性を確保するとともに、条例の制定当初の目的が達成されているのか見直し上で、大変重要だと思っています。しかし、ともすると形式的な見直しにとどまる、仕組みが形がい化されるおそれもあるので、このようなことに絶対にならないようにしていただきたいと思います。

総務部としても、各条例所管部局に対して、必要な指導や助言を継続してもらいたいと思います。また、見直し結果について、所管の常任委員会で十分議論ができるよう、適切な進行管理、また、情報開示をしっかりとお願いしたいということを要望しておきたいです。

最後の質問ですけれども、これまでの行政システム改革基本方針の改定についてお聞き



したいと思えます。

今回、当常任委員会に、行政システム改革基本方針の改定素案が報告されまして、平成21年度に三つの数値目標を達成したことから、今後の行政システム改革に向けて基本方針を改定し、大胆な改革を実行すると伺ったところです。内容を見ましても、徹底してすきのないものになっているとは思いました。しかしながら、単に数値目標を達成したことをもって、行政システム改革基本方針の改定をするだけでは十分ではなくて、これまでの取組を振り返り、至らなかった点については率直に受け止めて、今後の取組に生かしていくことが必要であると考えます。

そこで今回の行政システム改革の基本方針の改定に関して、何点かお伺いしたいと思います。

先ほどの松本委員の質問の時の答弁にもありましたけれども、県庁の体質そのものを変えていきたいというお話がありました。これも難問だと思うのですが、変えるべきところもあるだろうし、変えてはいけないところもあるだろうということを前提におっしゃっている、その決意は大いに評価したいと思うのですが、この行政システム改革基本方針を改定して、今後の取組を進めていくに当たっては、これまでの行政システム改革の取組を総括する必要があるのではないかと。その上で、その結果を今後の取組に反映していく必要があると考えています。そこで、これまでの取組について、総括した結果をどうとらえているのか伺いしたいと思います。

#### 行政システム改革推進課長

行政システム改革基本方針でございますけれども、平成19年度から22年度までの4年間を取組期間としてございます。ちょうど前半の2年が終了したところでございます。

これまでの取組状況ということですが、基本方針に掲げる大きい五つの目標について御説明させていただきますと、まず一つは、出先機関の見直しでありますけれども、これは平成22年度当初までに150機関程度に見直すという、非常に大きい目標がございましたが、これは平成21年度当初で148機関となり、1年前倒しで達成することができたということだと思えます。

二つ目の職員数の削減、これも平成22年度当初までに1,500人の削減という、これも大きい目標でございますが、平成21年度当初で、1年前倒しで達成することができました。

三つ目に、人件費の抑制という目標がございました。これは平成22年度当初までに1,500億円を抑制するのだという目標でございますが、これは平成15年度と比べてということでございますけれども、これも1年前倒しで平成21年度の当初で累計1,725億円の抑制ということで、1年前倒しで達成することができました。

四つ目に、財政基盤の強化、これは目標が二つございますけれども、一つはプライマリーバランスの黒字化、もう一つが県債現在高の減少でございますけれども、プライマリーバランスの黒字化につきましては、平成21年度の当初予算におきましては、県債の新規発行額は前年度を下回る1,109億円に抑えることができましたが、プライマリーバランス自体は、臨時財政対策債を大幅に増額したことから、赤字が987億円と逆に拡大したということがございます。また、県債現在高の減少でございますけれども、臨時財政対策債を含む県債現在高が、対前年度で1,530億円増加いたしまして、3兆1,224億円ということになってございます。

五つ目の県主導第三セクターの見直しについては、平成23年度当初までに16法人に見直すという目標がございましたが、平成20年度末現在で20法人となっておりますので、残り4法人につきましても、もう道筋がはっきりしてございますので、目標達成に向けて、現在、着実に取組を進めている状況でございます。

こういう状況を見ますと、財政基盤の強化につきましては、経済危機により税収の大きく落ち込む中、県民にとって必要な政策を展開するためには、やむを得ない面も大きいのではないかと思います。全体としては、おおむね着実に行政システム改革の取組を推進してこれたのではないかと受け止めてございます。

行田委員

今のお話を聞いていますと、自分でできることだけきっちりできていますよね。しかしながら、外的な要因が大きいものは、なかなか難しいということなのかと思うのですけれども、そこでお伺いしたいのは、特に評価できる取組というものと、逆に不十分であった取組に対する今後の課題をどうとらえているのか、この両方の視点でちょっとお聞きしたいと思います。

行政システム改革推進課長

まず、やや手前みそでございますが、特に評価できる取組といたしましては、今の基本方針の三つの大きな柱があるわけでございますが、柱ごとに説明をさせていただきますと、一つ目の柱、多様な公共サービスの担い手との協働・連携の中では、例えば、かながわコミュニティカレッジの本格開設に向けて、これまで着実な取組をしてこれたということがございます。あるいは、公の施設への指定管理者制度の導入の成果として、平成21年度当初で330施設に指定管理者制度が導入できたということなどが挙げられると思っております。

二つ目の柱、多様な課題に対応できるスリムで効率的な体制の確立につきましては、政策と予算の連携を強化するための総務部と企画部の再編など、本庁組織の再編についてはしっかりできているのではないかとということでもあります。また、神奈川県緊急経済対策本部の設置をはじめとする関係部局の連携強化によって、数次にわたる緊急経済対策が、国に先んじてできたということなどが挙げられると思っております。

三つ目の柱の県民の視点に立った行政サービスの提供でございますが、金融相談窓口の年末までの開設ですとか、農業や労働に関するワンストップ相談窓口の開設、あるいは、懇話会等への県民公募委員の登用などが挙げられるのではないかと思っております。

逆に、十分でなかった部分と申しますと、例えば、組織、人材という意味で申し上げますと、組織のスリム化、職員数の削減は進めてきましたけれども、県民本位の県政を展開するためには、組織や人材を減らすだけではなくて、最大限にどうやって活性化できるようにするか、あるいはその仕事の進め方をもっと抜本的に改革して、同じ効果を出すために、よりコストの低い仕事の進め方はできないかなどの取組については、やや足りなかったのではないかと思います。

取組としては、例えば、職員の意欲との能力を生かす人事制度の充実でありますとか、職員のキャリア開発を推進する取組といったものがございますけれども、厳しい財政状況の中で、県民ニーズや行政課題に機敏かつ的確に対応するためにも、いろいろな手を尽くしてきましたのですが、申請・届出等の電子化の推進、これは一つには、新たに実施すると多額のお金がかかるという面もありますけれども、既存のものでも利用促進が図られていないような部分もありますので、こういったところは、我々としては少し不十分であったのではないかと考えています。

行田委員

最後の質問にさせていただきたいと思うのですけれども、仕事の仕方を抜本的に見直すというふうにされているわけなのですけれども、私は、本当にこういうことをやろうとすると、やはり第三者の評価であるとか、若しくはコンサルティングを受けるなど、外の視

点を参考にするような動きが必要なのではないかと思います。例えば、周りを見ながら進めようとする、神奈川県は結構頑張ってきていますので、自らに甘くすることになりやすいのではないかと思います。計画内容について外の力、また評価は大事ではないのか、自分では見えないものが見えてくるのではないかと思います。

一般的には、コンサルティング会社が、この10年ぐらいものすごく売上げを伸ばしている。これはなぜかという、民間企業は第三者の視点を重視したという結果だと思えます。できる会社ほど外の視点を入れるというか、取り込む傾向が強いのではないかと思います。変化することでの効果を検討して、必要な投資を行うことが必要なのではないかと思います。

そこで、行政システム改革基本方針の改定においても、改定後の新たな基本方針に基づく取組においても、県庁内部で検討や評価を行うだけではなくて、第三者の意見を聞きながら、しっかり仕事の中身を見てもらって進めていくということが有効だと思うのですけれども、その点どのようにお考えになりますか。

### 行政システム改革推進課長

この行政システム改革基本方針の改定に、外部からの意見を聞くということは、我々も大変有用であると考えておりまして、この行政システム改革の取組の中で、例えば学識経験者でありますとか、団体の代表あるいは公募による県民等で構成いたします行政システム改革推進協議会が設置されておりまして、このような場で、それぞれの立場や見識から、行政システム改革の推進に関する幅広い意見を今までも伺ってまいりましたけれども、今回の基本方針の改定や今後の取組に当たりまして、意見を伺っていきたくて考えております。

この推進協議会自体は12人で構成しており、学識経験者が6人、行政等の有識者が3人、県民の方の公募が3人、こういった中でやっておりますけれども、先ほど委員からお話がありましたような、コンサルティングをやっているような方も中に入ってございます。また、県民から直接意見を聞くというパブリック・コメントも重要であると考えておりまして、これについても、今定例会終了後に実施させていただきたいと考えております。また、県のたより等にも掲載し、県民から更なる意見を頂きたいと考えております。

### 行田委員

外部の視点を入れてやっているというのは分かるのですけれども、私はそれがすべてではないだろうと思いますね。審議会とか協議会など、あくまでも県がおぜん立てをしたところから出てきた結果は、おそらく厳しいことを言っても何を言っても、県の意向というのは反映される。やっぱりそうではなくて、余り企業と比べるのもあれですけども、世界の中で競争している企業というのは、いろいろな視点を取り入れて、自分がどう変わらなくてはいけないのかということを考えながら、生き延びる闘いをずっと続けているのだと思っていますので、今日のお話で、多様化、高度化する県民ニーズにこたえていくためには、限られた財源、人的資源を最大に活用した、スリムで効率的な体制が必要ですし、今回の行政システム改革基本方針の改定は、社会情勢の変化などを踏まえながら、今までの取組を検証した上で進めているということは理解しました。しかしながら、大事なことはやっぱり結果であって、客観的に見ても評価される仕組みが必要なのではないかと思います。そうした意味からも、もちろん制度としてはすきのないものになっているとは思っていますけれども、それであるがゆえに、全くの第三者、外の視点というのが、改革を進めていく上で大事ではないかと思います。

自己評価ではなく、外から見ても高い評価が得られるような行政システムの改革を進めてもらいたいということを要望しまして、私の質問を終わります。委員会記録-平成21

行田委員

神奈川県力構想白書 2008 について各委員からありましたが、質疑をさせていただきたいと思えます。

神奈川県力構想・実施計画の戦略プロジェクトの目標達成状況や事業の取組状況を、県の一次評価に加えて、総合計画審議会が第三者の立場から二次評価を行った上で、白書として毎年発行しているということは、県の施策の改善を図っていく上で重要な役割を果たすものだと考えております。この評価が厳しいものであれば、評価を高めるために、より多くの改善、工夫が求められることになり、各々の戦略プロジェクトの取組が一層推進されることにもつながります。

今回報告いただきました目標の達成率やランクは非常に高いものになっておりまして、評価結果に満足してしまう危険もはらんでいると思っております。そこで、白書における評価の手法などについて何点か伺いたしたいと思います。

まず、白書 2008 における目標の達成状況は、ランク A が 66%、ランク B が 28% で、合わせて 94% になっており、非常に高い評価を印象付けているわけなのですが、ランクの区分及びこの評価のベースになっている目標水準の設定というのは、どのように行われているのかお聞きしたいと思います。

総合政策課長

まず、ランクの区分でございますが、達成率が 100% 以上であれば A、それから 80% 以上であれば B、60% 以上であれば C、60% に満たなければ D というランク設定を行っております。

この考え方でございますが、一つには分かりやすくお示しをしたいと。つまり何%ということだけではなくて、いわゆる A から D の区分をつくったということが一つ。もう一つは、これは計画策定時の総合計画審議会での議論で多くの時間を費やしていただきましたけれども、できるだけ区分を厳密に設定していこうと。つまり、目標を 1% でも割ってしまえば、それは A ではないと。逆に目標の半分以上を超えていても、60% に達しなければ、それは最低ランクの D だという意味で、分かりやすさと、厳密さを持った区分として設定をしようという考えでございました。

それからもう一つ、目標水準の設定でございますが、この水準設定につきましては、本県の過去のトレンドですとか、あるいは全国的な動向を参考にしながら、この計画が目指す姿を、この 4 年間の計画期間で達成していくために、毎年の目標値を一定の率で遡増させる、あるいは遡減させる、そうした形で総合計画審議会、また、各部局とも調整しつつ、最終的に計画の方針ということで総合計画審議会です承されたという形で設定をしております。

行田委員

そうした考えに基づく目標達成状況は、結果として非常に高いものとなっております、目標水準の設定が甘いのではないかという見方もできるのですが、その辺はどのように思っていますか。

総合政策課長

目標水準の設定に当たりましては、総合計画審議会の委員の皆様からも、安易に A がとれるような水準を設定するのではなくて、可能な限り厳しい目標水準を設定すべきという御意見を賜っております。

一方、目標水準の設定につきましては、行政計画としての実現可能性も担保をしていく必要がございます。また、設定したその目標というのは、県の取組だけではなくて、市町村ですとか、それから県民の皆様、あるいはNPO、企業等、様々な主体による取組の総体として達成されるものであり、そういう側面も勘案する必要があるだろうという御意見も頂きました。そうしたことから、本県としましては、計画策定時において、基本的に戦略プロジェクトを重点的、優先的に進めることで、達成可能と考えられる最大限の水準に設定をさせていただいたという考えでございます。

行田委員

評価をする上で一番怖いのは、評価全体の中で、その象徴的な部分だけが一人歩きすることだと思っています。白書で言えば、この目標の達成状況でありまして、先ほど触れたランクAとBの合計が94%であるという点だと思います。この数値だけを見ると県民だれもが、神奈川県は計画どおりに政策を着実に推進しているというように思いますし、また、県職員も役割を十分に果たした、神奈川県はすばらしいと。確かにすばらしいのですが、戦略プロジェクトの目指す姿の達成に向けた一層の努力を怠ってしまうおそれがあるのではないかという気もします。

そこで、戦略プロジェクトの目指す姿の達成状況と目標の達成状況との関係はどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

総合政策課長

戦略プロジェクトの数値目標は、プロジェクトの目指す姿を実現するための目標として、基本的に象徴的なものを選定して設定をしております。しかし、この数値目標の達成状況だけで戦略プロジェクトの目指す姿全体の達成状況のすべてを表すには、やはり限界はあると認識しております。そこで、白書では各種調査や統計などを活用して多角的な分析を行い、事業の実施状況なども踏まえまして、目指す姿全体に対する県としての評価を総合分析として、まずはお示しをさせていただいております。そして、この総合分析を踏まえまして、残された課題ですとか、それに対する今後の対応方法、そうしたものも示しております。さらに、こうした県の評価に対しまして、その検証を、総合計画審議会という外部の審議会が二次評価を行っておりまして、これらを含めて、白書の中に書かれている全体として、目指す姿の達成状況を明らかにしております。そうした数値目標と目指す姿の達成状況の関係になると考えております。

行田委員

今、課長の答弁で、象徴的なものを選定しているということでおっしゃったのですけれども、中に少し入りたいたいののですけれども、この白書2008の中でDランクが三つあります。このDランクは何かと言いますと、これは保健福祉部の子ども・子育ての関係なののですけれども、このDの状況に対してどんなふうにとらえていますか。

総合政策課長

目標を設定しまして、その目標に向かって取り組んできたけれども、結果として大きく目標を割り込んだ戦略プロジェクトがあるということにつきましては、進行管理という面で、今後どう取り組んでいくのかが厳しく問われているものという認識をしております。

白書では、お話のDランク、戦略プロジェクトの16でございますが、目標が達成されなかった原因、それから今後どのような対応が必要なのか、それを分析しながら県民の方のニーズですとか、このプロジェクト16を巡る国の動向ですとか、そういったものも触れながら、今後の対応方法について整理しております。

今後、これらの方法に沿いまして、最大限の努力をしていく必要があると考えております。

行田委員

戦略プロジェクトは、本県として重点的、また、優先的に取り組む政策です。真に必要で着実に進めるべきものがこのプロジェクトに積み上げられているのだと思っています。その評価が厳しい状況下においては、戦略プロジェクトの目標達成に向けて、執行体制を確固たるものにすべきなのではないかと考えます。

そこで、確認しておきたいのですけれども、子ども家庭課の職員人数は、平成18年、19年、20年、21年でどのようになっているのか確認したいのですけれども。

人事課長

子ども家庭課の職員数でございますが、平成18年度は32人、19年度は32人、20年度は33人、21年度は32人となっております。

行田委員

行政改革の中で、各部局が人を減らして頑張っているわけですね。その中で、今の数字ではほぼ横ばいということなので、そういう扱いを、やっぱり厳しいから何とかしなければならぬという対応をされているのだとは思いますが、一方で、例えばこの春にできました受動喫煙防止条例、このために30人割いたわけですね。副委員長は2月の代表質問でやらせていただきましたし、今定例会の代表質問でも、相原議員も指摘をされていましたが、そこに人を割いていると。

そこで、この戦略プロジェクトに対して、新しい条例、受動喫煙防止条例とか海岸の禁煙とか、新たに出てきたものがありまして、こういうものは、もともとある戦略プロジェクトと、どっちが優先順位が高いのですかと聞きたいところなのですけれども、聞いても議論にならないと思いますので、非常に難しいところなのですけれども、今定例会の本会議で、海水浴場のたばこ対策のような新しい行政課題に的確に対応するために執行体制を整えたという答弁があったわけなのですけれども、進ちょくが進んでいないこうした戦略プロジェクトを抱えている子ども家庭課の取扱いと、余りにも扱いに大きな差があるのではないかと思うのですけれども、職員配置の考え方を伺っておきたいと思います。

人事課長

職員配置の考え方でございますが、行政システム改革の取組によりまして、組織全体としてはスリム化をすることが基本となりますけれども、喫緊の課題ですとか、新たな行政課題への対応の必要性あるいは業務の見直しなど、各部局各所属の業務量の増減をつぶさに見ながら、各部局と人事当局とでよく調整させていただいた上で、議決されました予算、職員定数の範囲の中で、必要などころに必要な人員をきちっと割り振っていくという考え方で、判断させていただいているつもりでございます。したがって、業務量の増大が見込める場合には増員を行うなどの執行体制の整備に努めるという形になってございます。

今回、御指摘の子ども家庭課の戦略プロジェクトにつきましては、厳しい経済情勢の中で、事業者が子育て支援環境に取り組むのはなかなか困難な状況だということも分析されておりますので、今後、業務での工夫をしていくという考えが示されておりましたので、調整の結果、現状の職員体制の中で鋭意取り組んでいくということで整理させていただいたものでございます。

行田委員

海水浴場のたばこ対策といった唐突な政策ではなくて、本県として重点的、優先的に取り組む政策として位置付けた戦略プロジェクトを、本県の最重要課題として着実に推進する必要があると考えるのですけれども、その点いかがでしょうか。

#### 総合政策課長

戦略プロジェクトの計画上の位置付けというのは、今後も実施期間の4年間で、県が重点的、優先的に取り組むという形で位置付けをしております。

この戦略プロジェクトを着実に推進していくこと、これは大変重要なことと認識しておりますし、各部局とも、掲げた目標の目指す姿に向けて、鋭意努力をさせていただいているという状況でございます。

ただ一方、県政を取り巻く環境につきましては、常に変化をしております。そうした環境の変化の中で、新たに生じた課題ですとか、取り組まなければならない課題、こうしたことにも柔軟に対応していくことも、県としては大切なことと考えております。例えば、昨年の秋以降の緊急的な雇用対策、これにつきましては、38本の戦略プロジェクトそのものの中には位置付けはございませんでした。ただ、ああいった環境の変化の中で、県として重点的に緊急雇用対策に取り組んできたといった例もございます。

今、委員より、海水浴場のたばこ対策というお話がございました。これにつきましても戦略プロジェクトの中では、例えば、かながわツーリズムですとか、相模湾沿岸の地域の魅力の保全と創造ですとか、そうした政策の方向性そのものに合致しているものと認識もしております。やはり、本県として重点的、優先的に取り組む政策と位置付けた戦略プロジェクトを着実に推進していくこと、そして、これと合わせまして、社会環境の変化ですとか県民ニーズの多様化、そうした中で、新たな取組課題についても、総合計画における政策の方向性全体の中において柔軟に対応をしていくと、こういったことが大切と考えております。

#### 行田委員

話を白書の評価の方に戻したいと思うのですけれども、白書の二次評価に当たっては、第三者機関である総合計画審議会で議論をしたとのことですが、厳しい意見も多々あったのではないかと思います。どのようなものがあったのか、御紹介いただきたいと思っております。

#### 総合政策課長

二次評価におきましては、部局が行った総合分析だけでなく、新たな課題への対応ですとか、総計審部会の委員の皆様から200を超える意見を頂いております。

代表的なものは白書に印刷物として掲載し、それ以外のものについても、すべてホームページで全体を公表させていただくという予定でございます。その中で、議論の過程も含めまして、厳しい意見を様々頂いております。

例を申し上げますと、今お話しいたしましたプロジェクト16、子ども子育てのところでございますが、これについては、全体として県の危機感、その辺はどうなのだというような御意見も頂きました。また、プロジェクト24の男女共同参画社会の実現という面では、裁判員制度がスタートし、女性の考え方が取り入れられていく社会に変わっていく中で、いつまでもいわゆる女性のチャレンジといった側面に着目していいのかという、プロジェクトのつくりそのものの問題にも踏み込んだ御意見も頂きました。そういう形で、プロジェクトのつくりの問題あるいは表現の問題、相当厳しい御意見を頂いたと認識しております。

## 行田委員

現在の白書のランキングによる評価は、計画策定時に設定した目標に対する評価でありまして、戦略プロジェクトの目指す姿全体に対する評価とはなっていないというふうに考えています。県による総合分析とか、今伺いました厳しい二次評価は文章で記載されているのですけれども、そうした文章の中に、実質的な全体に対する評価が示されているというふうに思います。この辺、県民から見ても分かりにくいと思っています。こうした評価こそ、文章にとめるのではなくて、ランクによる評価として、ABCとか象徴的に示すことが重要であると考えます。

実行するにしても、今の計画期間中でなく、おそらく、今はもうできませんので、次の4年間の計画をつくる時になると思うのですけれども、そうすることで、職員の改善に対する意識を鼓舞することが可能となると思いますし、また、政策の進ちょく状況を的確に県民に伝えることも可能になるのではないかと考えるのですけれども、その点はいかがでしょうか。

## 総合政策課長

現在の目標のランクというのは、先ほど御答弁させていただきましたように、象徴的に示す指標ですけれども、全体について包括的には示し切れていないと。ただ、客観的にということでは、県民の皆さんにお示しができているという点では、効果はあるとは思っております。ただ、県民に、より分かりやすい評価結果を示すということにつきましては、現計画の策定時に総合計画審議会からの答申の中でもそれは触れられております。そうしたことで、評価のやり方でございますが、今年度、昨年度を踏まえまして、部会だけではなく、総計審委員の皆様から直接評価いただくですとか、部会をグループ別に行うという形で深化もさせてきております。

今、委員から御指摘いただきました総合分析ですとか二次評価について、文章表現ではなくてランク付けができないかということですが、評価の基準をどこに設定すればいいのか、数値目標がない中で、何をAとして何をBとするのか、評価者の主観的な面が入りこむ要素が強まるといった難しい面はあるのかとは思っております。しかしながら、総合計画審議会からの答申、また、県民により分かりやすく正確に伝えるという視点、これは大切でございますので、今後、審議会、部会等で議論をさせていただきながら、お話のありました次期計画に向けてということになるかと思いますが、全体の評価結果、これを示すための手法につきましては、研究をさせていただきたいと思っております。

## 行田委員

要望させていただきます。

白書については、総合計画審議会や部会でしっかりと議論は行われて、二次評価がきちんと行われていることは評価したいと思っています。しかし、評価結果が県民にいかに伝わるかが大切でありまして、また、職員に対しても、自分たちの仕事がどのように評価されたかを的確に伝えることが重要であると思います。

そのためにも、白書の文章全体を読めば伝わるということではなくて、戦略プロジェクトの目指す姿にも白書の全体に対する評価が象徴的に伝わる手法を是非取り入れていただくことが必要なのではないかと思っておりますし、また、職員から出されたランク評価を、更に第三者機関がランク評価するというのも、客観性が向上するのではないかとすることも、是非考えてもらいたいと思っております。

いずれにしても、今やっているこの4年間ではなくて、次の4年間に向けてということで、今、要望させていただきたいと思うのですが、今後、評価手法の研究を重ねていただきまして、より良い白書の策定に向けた検討を進めていただきたいということを要望しま



す。

次に、条例見直しの効果について質問させていただきたいと思います。

今定例会に提案されています神奈川県条例の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例に関連して、昨年4月にスタートした条例の見直しの仕組みの取組について、条例が県の施策を行う上で重要な役割を果たしていることを踏まえて、何点かお伺いしたいと思います。

まず、この条例の見直しの仕組みを導入した基本的な考え方と見直しの方法について確認させてください。

#### 法務文書課長

まず、基本的な考え方でございますが、条例につきましては、いったん制定いたしますと、個々の状況変化に即した部分的な改正は行われるわけでございますけれども、制定趣旨に立ち戻った全体の見直しというのはなかなか行われにくいというようなことがございました。そこで、一定期間ごとの条例全体の見直しを行う仕組みを整えることによりまして、条例の内容を常に時代に合致したものとしていくと、そういった考え方でございます。

次に、見直しの方法でございますけれども、昨年4月に神奈川県条例の見直しに関する要綱を施行したわけでございますが、そこでは条例制定の趣旨を確認するところから始めまして、次に直近5年間における条例の施行状況、実績とか課題とかそういったものを把握し、併せて、白書等のデータを基にして、条例を取り巻く社会・経済状況の変化を把握していきます。

こうした把握したデータ等に基づいて、さらに五つの視点、条例の必要性、有効性、効率性、基本方針適合性と言っていますが、県政の基本的な方針に適合しているか否か、さらに、5番目としては適法性、こうした五つの視点から、達成すべき目的に照らしまして、条文の一つ一つに検討を加えて、改正又は廃止の検討の必要があるかどうかを判断しています。

#### 行田委員

今、おっしゃったように、既にある条例の趣旨を確認し、状況を確認し、環境の変化を確認した上で、更に五つの視点を取り入れて補うというのは大変有意義なことだと思うのですが、この条例の見直しは、まず、300に近い条例を、平成21年度、22年度の2年間で見直すということであり、これは簡単なことではないと思うのです。環境の変化等を勘案すると、また新たに条例をつくるくらいの力が必要なのではないかというふうに思います。例えば、先ほど話しました子育ての関係ですと、平成16年度にできました子ども・子育て支援推進条例とありますけれども、これはDランクですね。なかなかできていないところがあります。計画を含めて全面見直しの対象となっても不思議ではない。こういうものをどうやって手を付けるのかなと思うわけなのですけれども、そこで、全体として、これまでの進ちょく状況というのは、この見直しはどうなっているのか。また、これをどのように評価しているのか、併せてお伺いしたいと思います。

#### 法務文書課長

まず、見直しの進ちょく状況でございます。見直しの対象となります条例は、要綱を作成した昨年4月1日の時点で297条例ございますが、その297条例を2年間でとりあえず見直しをするということでございまして、昨年度は159条例の見直しを行ったところでございます。この159条例の見直しのうち、31条例が廃止又は改正が必要になる条例と整理をしたところでございます。

これに対する評価というお話でございますが、2年間で297の条例を見直す中で、159

条例を見直したということでございますので、対象となる条例の半数を超える条例を見直すことができました。また、その内容につきましても、廃止、改正が必要と判断したものが2割をちょっと超えているというようなことでございますので、数量的にも質的にも、1年目として一定の成果はあったと考えてございます。ただ、今後につきましては、まだ1年間残ってございまして、どちらかという和政策的な条例が比較的残ってございますので、最終的な評価、2年たった評価につきましては、こういった条例がしっかり見直しできたか否かが大切というふうに受け止めております。

#### 行田委員

政策条例等をしっかり見てから、しっかり評価していきたいということなので、これ以上は突っ込むこともあれかと思うのですけれども、見直し結果については、その都度、所管の常任委員会で報告されておまして、各常任委員会においても、そこで十分に議論はされていることが重要だと思います。

そこでお伺いしますけれども、見直し結果の報告に当たっては、見直しの内容がよく分かるように、私やほかの方が見た時に分かるようにするということが非常に大事だと思うのですけれども、どのような工夫をされているのかお伺いしたいのですけれども。

#### 法務文書課長

見直し結果の各所管常任委員会に報告する形でございますけれども、もちろん最終的な結論、見直しをするか否かというのもございますけれども、その過程の中で、条例の概要、運用の実績、どういった実績があったかというのもデータで提示すると。さらに、ただ今申しあげました五つの視点、必要性、有効性等の五つの視点ごとに、それぞれの項目ごとに、結果をその表の中で表していくというようなことをしてございます。こういったそれぞれの条例の見直しのポイントを一覧にして表示することによって、それぞれの項目の検討過程も分かりやすく示すようにしているところでございます。

今後とも、各常任委員会の議論に資することができるように、更に分かりやすい資料の工夫ができたかと考えてございますので、できるだけそういう努力を引き続きしていきたいと考えてございます。

#### 行田委員

分かりました。

2年間の見直し期間の中で、1年目に見直された条例というのは、社会情勢の変化など外的要因の変化に対応する見直しが多いという印象を持っています。

今後、条例が制定当初の目的を達成しているか否かについて、見直す案件も出てくると思いますけれども、法務文書課長として、こうした条例の見直しについてどのような指導をしていくのか、お伺いしたいのですけれども。

#### 法務文書課長

この条例の見直しでございますけれども、一般論では、条例と言いますと、一つの政策的な手段として制定されるものでございますので、政策手段の評価というのは、実はこの条例の見直し以外にも様々な方法があると思っております。

この条例の見直しは、あくまでも法規としての条例を見直すという視点で行ってございますので、そういう面で、一つの切り口で見ているということが前提にございます。今申しあげましたように、この条例の規範性という性格に着目して、先ほど申しあげた五つの視点、特に、制定の趣旨に合致しているか否かというのは、特にこの五つの視点のうちの必要性とか有効性、この付近が本来の条例の制定の趣旨に合致しているかということが切

り口であろうかと考えてございます。

したがいまして、この条例の制定当初の目的を達成しているか否かにつきましては、この必要性とか有効性を、しっかり見直しの中で見直していくということが重要かと考えてございまして、法務文書課といたしましても、条例の見直しを各課で行うに当たっては、特にこういった二つの視点をしっかり見直しをしていくよう、私どもで研修会とか行っていますし、また、条例の見直しに当たって個別の相談もございしますので、そういった個別の相談の中で、こういった視点で見直してほしいというような指導をする中で、各課の条例の見直しをしっかりとさせていただくというふうに考えてございます

#### 行田委員

ここ最近新しい条例がどんどん出てきているわけですし、実は私が思っているのは、この1、2年よりも、むしろ4、5年後ぐらいに、この見直しは実は大変なのではないかなど。先ほどおっしゃっていましたが、状況を確認して、環境の変化に伴ういろいろな視点を入れてというふうになるのですけれども、かなり数は出ていますので、ちょっと心配だと思っています。

そこで、最後にちょっとお伺いしますが、平成21年度の見直しの予定と、法務文書課として、今後の進行管理をどのようにやっていくのか、これをお伺いしたいと思います。

#### 法務文書課長

先ほど申し上げましたように、平成21年度は297条例のうち159を見直し、残りが138条例残ってございます。この138条例のうち、いわゆる見直し規定というのが入っている条例が59条例、これは政策的条例が、非常にその割合が高いというような状況でございます。したがいまして、これらをしっかり見直しをしていかなければいけないということで、今年4月に、法務文書課から条例所管部局に、本年度の条例見直しのスケジュールの調査をさせていただいております。1年間の計画を立てていただいた結果について、各課がそのとおり条例の見直しをやっていけるのかということで、法務文書課の方でこの進行管理をしていきたいというふうに考えてございます。その進行管理をする際には、一応、法務文書課は法令審査を行う立場でもございますので、見直しに当たっての様々な課題とか法的問題点について、特に重点的に助言等を行って、この見直しがきちんとできるように努めてまいりたいと考えてございます。

#### 行田委員

要望をさせていただきたいと思うのですが、議会としても、この見直しに当たっては、しっかりとした議論をしていかなければいけないですし、当局も相当大変な作業になると思うのですが、その辺は頑張りたいとは思いますが、条例を定期的に見直すということは、条例の適時性を確保するとともに、条例の制定当初の目的が達成されているのか見直す上で、大変重要だと思っています。しかし、ともすると形式的な見直しにとどまる、仕組みが形がい化されるおそれもあるので、このようなことに絶対にならないようにしていただきたいと思っています。

総務部としても、各条例所管部局に対して、必要な指導や助言を継続してもらいたいと思います。また、見直し結果について、所管の常任委員会で十分議論ができるよう、適切な進行管理、また、情報開示をしっかりとお願いしたいということを要望しておきたいと思います。

最後の質問ですが、これまでの行政システム改革基本方針の改定についてお聞きしたいと思います。

今回、当常任委員会に、行政システム改革基本方針の改定素案が報告されまして、平成21年度に三つの数値目標を達成したことから、今後の行政システム改革に向けて基本方針を改定し、大胆な改革を実行すると伺ったところです。内容を見ましても、徹底してすきのないものになっているとは思いました。しかしながら、単に数値目標を達成したことをもって、行政システム改革基本方針の改定をするだけでは十分ではなくて、これまでの取組を振り返り、至らなかった点については率直に受け止めて、今後の取組に活かしていくことが必要であると考えます。

そこで今回の行政システム改革の基本方針の改定に関して、何点かお伺いしたいと思います。

先ほどの松本委員の質問の時の答弁にもありましたけれども、県庁の体質そのものを変えていきたいというお話がありました。これも難問だと思うのですが、変えるべきところもあるだろうし、変えてはいけないところもあるだろうということを前提におっしゃっている、その決意は大いに評価したいと思うのですが、この行政システム改革基本方針を改定して、今後の取組を進めていくに当たっては、これまでの行政システム改革の取組を総括する必要があるのではないかと。その上で、その結果を今後の取組に反映していく必要があると考えています。そこで、これまでの取組について、総括した結果をどうとらえているのか伺いしたいと思います。

#### 行政システム改革推進課長

行政システム改革基本方針でございますけれども、平成19年度から22年度までの4年間を取組期間としてございます。ちょうど前半の2年が終了したところでございます。

これまでの取組状況ということですが、基本方針に掲げる大きい五つの目標について御説明させていただきますと、まず一つは、出先機関の見直しでありますけれども、これは平成22年度当初までに150機関程度に見直すという、非常に大きい目標がございましたが、これは平成21年度当初で148機関となり、1年前倒しで達成することができたということだと思います。

二つ目の職員数の削減、これも平成22年度当初までに1,500人の削減という、これも大きい目標でございますが、平成21年度当初で、1年前倒しで達成することができました。

三つ目に、人件費の抑制という目標がございました。これは平成22年度当初までに1,500億円を抑制するのだという目標でございますが、これは平成15年度と比べてということでございますけれども、これも1年前倒しで平成21年度の当初で累計1,725億円の抑制ということで、1年前倒しで達成することができました。

四つ目に、財政基盤の強化、これは目標が二つございますけれども、一つはプライマリーバランスの黒字化、もう一つが県債現在高の減少でございますけれども、プライマリーバランスの黒字化につきましては、平成21年度の当初予算におきましては、県債の新規発行額は前年度を下回る1,109億円に抑えることができましたが、プライマリーバランス自体は、臨時財政対策債を大幅に増額したことから、赤字が987億円と逆に拡大したということがございます。また、県債現在高の減少でございますけれども、臨時財政対策債を含む県債現在高が、対前年度で1,530億円増加いたしまして、3兆1,224億円ということになってございます。

五つ目の県主導第三セクターの見直しについては、平成23年度当初までに16法人に見直すという目標がございましたが、平成20年度末現在で20法人となっております、残り4法人につきましても、もう道筋がはっきりしてございますので、目標達成に向けて、現在、着実に取組を進めている状況でございます。

こういう状況を見ますと、財政基盤の強化につきましては、経済危機により税収の大き

く落ち込む中、県民にとって必要な政策を展開するためには、やむを得ない面も大きいのではないかと思います。全体としては、おおむね着実に行政システム改革の取組を推進してこれたのではないかと受け止めてございます。

#### 行田委員

今のお話を聞いていますと、自分でできることだけきっちりできていますよね。しかしながら、外的な要因が大きいものは、なかなか難しいということなのかと思うのですけれども、そこでお伺いしたいのは、特に評価できる取組というものと、逆に不十分であった取組に対する今後の課題をどうとらえているのか、この両方の視点でちょっとお聞きしたいと思います。

#### 行政システム改革推進課長

まず、やや手前みそでございますが、特に評価できる取組といたしましては、今の基本方針の三つの大きな柱があるわけでございますが、柱ごとに説明をさせていただきますと、一つ目の柱、多様な公共サービスの担い手との協働・連携の中では、例えば、かながわコミュニティカレッジの本格開設に向けて、これまで着実な取組をしてこれたということがございます。あるいは、公の施設への指定管理者制度の導入の成果として、平成21年度当初で330施設に指定管理者制度が導入できたということなどが挙げられると思っております。

二つ目の柱、多様な課題に対応できるスリムで効率的な体制の確立につきましては、政策と予算の連携を強化するための総務部と企画部の再編など、本庁組織の再編についてはしっかりできているのではないかとということでもあります。また、神奈川県緊急経済対策本部の設置をはじめとする関係部局の連携強化によって、数次にわたる緊急経済対策が、国に先んじてできたということなどが挙げられると思っております。

三つ目の柱の県民の視点に立った行政サービスの提供でございますが、金融相談窓口の年末までの開設ですとか、農業や労働に関するワンストップ相談窓口の開設、あるいは、懇話会等への県民公募委員の登用などが挙げられるのではないかと思っております。

逆に、十分でなかった部分と申しますと、例えば、組織、人材という意味で申し上げますと、組織のスリム化、職員数の削減は進めてきましたけれども、県民本位の県政を展開するためには、組織や人材を減らすだけではなくて、最大限にどうやって活性化できるようにするか、あるいはその仕事の進め方をもっと抜本的に改革して、同じ効果を出すために、よりコストの低い仕事の進め方はできないかなどの取組については、やや足りなかったのではないかと思います。

取組としては、例えば、職員の意欲との能力を生かす人事制度の充実でありますとか、職員のキャリア開発を推進する取組といったものがございますけれども、厳しい財政状況の中で、県民ニーズや行政課題に機敏かつ的確に対応するためにも、いろいろな手を尽くしてきましたのですが、申請・届出等の電子化の推進、これは一つには、新たに実施すると多額のお金がかかるという面もありますけれども、既存のものでも利用促進が図られていないような部分もありますので、こういったところは、我々としては少し不十分であったのではないかと考えています。

#### 行田委員

最後の質問にさせていただきたいと思うのですけれども、仕事の仕方を抜本的に見直すというふうにされているわけなのですかけれども、私は、本当にこういうことをやろうとすると、やはり第三者の評価であるとか、若しくはコンサルティングを受けるなど、外の視点を参考にするような動きが必要なのではないかと思います。例えば、周りを見ながら進

めようとする、神奈川県は結構頑張ってきていますので、自らに甘くすることになりやすいのではないかと思います。計画内容について外の力、また評価は大事ではないのか、自分では見えないものが見えてくるのではないかと思います。

一般的には、コンサルティング会社が、この10年ぐらいものすごく売上げを伸ばしている。これはなぜかという、民間企業は第三者の視点を重視したという結果だと思いません。できる会社ほど外の視点をいれるというか、取り込む傾向が強いのではないかと思います。変化することでの効果を検討して、必要な投資を行うことが必要なのではないかと思います。

そこで、行政システム改革基本方針の改定においても、改定後の新たな基本方針に基づく取組においても、県庁内部で検討や評価を行うだけではなくて、第三者の意見を聞きながら、しっかり仕事の中身を見てもらって進めていくということが有効だと思うのですけれども、その点どのようにお考えになりますか。

### 行政システム改革推進課長

この行政システム改革基本方針の改定に、外部からの意見を聞くということは、我々も大変有用であると考えておりまして、この行政システム改革の取組の中で、例えば学識経験者でありますとか、団体の代表あるいは公募による県民等で構成いたします行政システム改革推進協議会が設置されておりまして、このような場で、それぞれの立場や見識から、行政システム改革の推進に関する幅広い意見を今までも伺ってまいりましたけれども、今回の基本方針の改定や今後の取組に当たりまして、意見を伺っていきたくと考えております。

この推進協議会自体は12人で構成しており、学識経験者が6人、行政等の有識者が3人、県民の方の公募が3人、こういった中でやっておりますけれども、先ほど委員からお話がありましたような、コンサルティングをやっているような方も中に入っております。また、県民から直接意見を聞くというパブリック・コメントも重要であると考えておりまして、これについても、今定例会終了後に実施させていただきたいと考えております。また、県のたより等にも掲載し、県民から更なる意見を頂きたいと考えております。

### 行田委員

外部の視点をいれてやっているとというのは分かるのですけれども、私はそれがすべてではないだろうと思いますね。審議会とか協議会など、あくまでも県がおぜん立てをしたところから出てきた結果は、おそらく厳しいことを言っても何を言っても、県の意向というのは反映される。やっぱりそうではなくて、余り企業と比べるのもあれですけれども、世界の中で競争している企業というのは、いろいろな視点を取り入れて、自分がどう変わらなくてはいけないのかということを考えながら、生き延びる闘いをずっと続けているのだと思っていますので、今日のお話で、多様化、高度化する県民ニーズにこたえていくためには、限られた財源、人的資源を最大に活用した、スリムで効率的な体制が必要ですし、今回の行政システム改革基本方針の改定は、社会情勢の変化などを踏まえながら、今までの取組を検証した上で進めているということは理解しました。しかしながら、大事なことはやっぱり結果であって、客観的に見ても評価される仕組みが必要なのではないかと思います。そうした意味からも、もちろん制度としてはすきのないものになっているとは思いますが、それであるがゆえに、全くの第三者、外の視点というのが、改革を進めていく上で大事ではないかと思います。

自己評価ではなく、外から見ても高い評価が得られるような行政システムの改革を進めてもらいたいということを要望しまして、私の質問を終わります。